

[資料]

## 英国国際私法判決

コーン事件—法律関係性質決定—同時死亡—スカラード遺産事件—住所決定問題  
ローズ・マリー号事件—国有化法の国際的効力

### 本 浪 章 市

1. Re Cohn

Uthwatt 判事・相続事件・英国高等法院衡

平部・一九四四年六月二十七日判決

〔事 実〕

コーン夫人、亡夫マックス・コーン及びかれらの娘オッペンハイマー夫人は、ドイツ国民であつて、すべての重要な関係時期にドイツ住所を有していた。但し、母娘は死亡当時英国に居住していた。一九一八年四月十日にドイツにおいてドイツ語で作成された共同遺言によつて、コーン夫人とその夫（彼女より

先に亡くなつたが）はお互に相手を相続人に指名し、「われわれのうち、あとまで生き残つた者の死亡後、全財産はわれわれの子供たちに均等に移転させる。」と表明した。オッペンハイマー夫人、フロイデンタール夫人、ジークフリード・コーンの三人が彼らの子供たちであつた。一九四〇年十月十四日コーン夫人とオッペンハイマー夫人は、ロンドンで空襲に会い、同じ爆撃によつて死亡すると云う事態が生じた。一九四二年六月五日、遺産管理状がその遺言の翻訳と共に公認受託者に交付された。公認受託者は（なかんずく）コーン夫人の動産の相続が英法とドイツ法のいずれに従つて決定されるべきかを確定するため、召換を要請した。

英国国際私法判決

一三九

## 〔判 旨〕

生残者取得権の問題は、ドイツ民法典の規定に依拠すべきところ、そのもとで死亡は同時におこつたと推定されるから、オッペンハイマー夫人は、その母親の遺産相続の開始当時には、生残者ではないこととなり、それ故その財産を取得する権利はない。

## 〔判決の概要〕

証言によれば、コーン夫人とオッペンハイマー夫人が死亡したときの状況は、そのいずれが他の者の死後なお生存していたかが分明でなく、かつそれを立証し得ないようなものであると事実認定される。これらの死亡順序は、現在および将来にわたり、いつまでも不確定のままであろう。コーン夫人の遺産は、オッペンハイマー夫人がコーン夫人の死後なお生存していた立場から遺産管理に付されるべきか否かの問題が生じる。

一定の状況下における死亡の順序についてなされるべき推定に関して、英法とドイツ法との間にある相違が存在する。英法は、一九二五年の財産権法一八四条によって次のように規定している。即ち、二人以上のものが、そのいずれが他の者の死後なお生存していたかを不明確ならしめる状況下で死亡したときは、「財産権に影響をおよぼす一切の目的上、そうした死亡は（なんらかの裁判所命令に従い）年上の順におこつたと仮定され、従つて、年少者は年長者の死亡後なお生存していたと見做される。」ドイツ民法典は、これと違った規定を設ける。総則

と云う標題を付したドイツ民法典第一編中第一章第一節は自然人を取扱っている。同節中の二十条は「数人のものが共通の危難で死亡したときは、同時に死亡したものと推定する」と規定している。一九三九年七月四日にこの規定は廃止され次のような条文におきかえられた。（失踪、死亡宣告および死亡時期の確定に関する法律十一条―筆者註）「死亡しまたは死亡宣告をうけた数人のうち、その一人が他の者の死亡後なお生存していたことを証明し得ないときは、これらのものは同時に死亡したものと推定する」。余談ながらこの修正によって遂げられた二十条の範囲の拡大された日付は、一般の歴史家にとつても興味あるものと云い得よう。ドイツ法のもとでは、オッペンハイマー夫人は、もし彼女がコーン夫人の死亡後なお生き残っていた場合にのみ、コーン夫人の遺言のもとで利益をうけることができる。

オッペンハイマー夫人の財産に利害関係を持つ人々のために *Dankeweris* 氏がなした弁論は次の様である。裁判所が確定するよう求められた第一の問題は、オッペンハイマー夫人がコーン夫人の死後なお生存していたか否かである。その事実を確定するに当って、立証方法は法廷地法たる英法よつて決定される（これは争い得ない一般的命題である）。そしてひとたび彼らのうちいずれが、他の者の死後なお生存していたかが分明でない立証されたときは、一九二五年の財産権法一八四条が、法廷地法の部分として発動され、当裁判所をして、オッペンハイ

マー夫人がコーン夫人の死後なお生存していたとの推論を引きださせ、またこの立場にたつて訴訟を処理するよう強制する。彼の弁論によれば、その点に到達したのち（即ち死亡順序の確定後においてのみ）、吾人は（相続準拠法たる）住所地法に依拠するものとされる。

私見によれば、この弁論は正当な理由をもたない。コーン夫人によってなされた動産の遺言処分の効果、その動産が管理されるべき根拠、その遺産を管理するため確定する必要のある諸事実を決定するのに、直接関係があるのは住所地法即ちドイツ法のみである。もし、例えばドイツ法のもとで、遺言処分がオッペンハイマー夫人に有利な効果を生じるためには、彼女がコーン夫人の死後なお生き残っている必要はなく、単に彼女がコーン夫妻のどちらかより長く生存することだけが必要とされていたならば、本件でなされたような生残者についての調査は必要ではなかったであろう。生残者への権利の帰属の問題は、事実遺産承継に関するドイツ法の規定によって開始されるのであり、正式には「オッペンハイマー夫人は、コーン夫人の死後なお生存していたかどうか」ではなく、「コーン夫人の遺産の管理が、オッペンハイマー夫人はコーン夫人の死後なお生存していたとの立場からなされるべきか、或いはそうでなかったとの立場からなされるべきか」である。生残者いかにについての調査が指向する目的が念頭におかれねばならない。生残者いかに関係ある事実の立証方法は、法廷地法によって決定される。

こうして証明された事実の効果は、現在考究中の目的からして住所地法によって決定される。本件で証明された事實は、オッペンハイマー夫人がコーン夫人の死後なお生き残っていたかどうかを断定することは不可能だと云うことである。証拠はそこで停止する。一九二五年の財産権法一八四条は全く関与しない。それは法廷地の証拠法を構成するものではない。何故なら、同条は事実の確定に役立つことを指向しているのではなく、財産権に影響を及ぼす一切の事件において、或推定がなされるよう指示する実質法規たる内容を持つからである。実質法規である以上、同条は権原が英法を準拠法とする場合に関係がある。権原が他国の法律によって決定される場合には同条の適用はない。

そこで一九二五年の財産権法一八四条にわづらはされることなく、証明された諸事実との関連において、ドイツ法の考察にとりかかるとにする。私見によれば、一九三九年七月四日の条項に包含される規定は、即ち（失踪宣告および死亡時期の確定に関する法律十一条は）ドイツの一般実質法を構成するものであって、ドイツ証拠法を構成するものではない。その文言および同一の一般的訴訟物を取扱っていた廃止された条項（ドイツ民法典二十条）のおかれていた個所が、そのことを明白なものにしている。その法規は、なかんづく、ドイツ民法典中の遺産承継法の部分として適用されなければならない。オッペンハイマー夫人について、彼女がコーン夫人と同時に死亡したと推

定されるところの断定を下す以上、コーン夫人の遺産相続の開始當時にはオッペンハイマー夫人は生存していなかったこととなり、従ってドイツ民法典第一九二条および一九二三条にかんがみて、被告フロイデンタール夫人およびジークフリード・コーンがコーン夫人の動産を取得することは明白である。

### 11. Re Scullard

Danckwerts 判事・遺言事件・英国高等法院

衡平部・一九五六年十二月二十日判決

#### 〔事 実〕

法学論集第七卷六号掲載。

#### 〔判決概要〕

本件は住所問題に関して異例でありまたいささか興味ある事件である。女遺言人の表示した意思について、他のだれよりも多くを語る立場にあるよう考えられていた彼女の娘 F・M・ブロック夫人の宣誓供述書がないのは幾分奇妙なことである。証人とされた医師と看護婦による証言内容は、実際のところ、夫の死亡のときから彼女自身が死亡する約二週間前後まで、彼女は識別能力があつて、もし事実彼女がそうした意思をいくらかでも持っていたとすれば、永続的住居ないし住所に関して意思を表示しえたこと以上に出るものではない。しかるに一九五五年二月四日の夫の死亡後から、その六週間後の彼女自身

の死亡前まで、何らかの意思表示があつたと云う証拠はない。証言全般からみると、或る点に関する供述書に欠缺のあることに批判はあるが、ともかく、一九四六～七年頃以降、女遺言人はガンズイをその永続的住居としようとする明確な意思を形成したとの結論に、到達せしめるに足るものがあると云つてもよいであらう。

困難は次のようにして起る。女遺言人は裁判上の別居（をしない点）を除けば、最大限度完全に夫から別居しているけれども、既婚者である以上、夫の住所から自己の住所を変更する効果意思を形成しえなかつたと思われることである。ホルスバリーの英法（第三版）七卷廿四頁四五節では、既婚婦人の標題の下に次のように述べられている。「婦人は婚姻によって夫の住所を取得し、かつ婚姻継続中は、妻の住所は夫の住所に従う。裁判上の別居判決さえも、妻に独立住所を取得させうるものではない。何故なら こうした判決は、妻たる身分に影響しないからである。もし妻が夫の住所地で夫と同居しているならば、法の解釈によつてのみならず、事実問題としても、夫の住所を取得する。夫の死亡による乃至は完全離婚（婚姻の絆よりの離婚）による婚姻解消にもとづき、自ら住所を取得する妻の権限が復活し、彼女自身および監護中の未成年子のために、住所について自己の選択権を再び自由に行使し得る。しかし、この権限を行使するまで、彼女の住所は依然として、婚姻解消当時の夫の住所のままである。」

女遺言人は夫の死亡後短時日の間に何らの意思も表明しなかつたから、彼女はガンジに住所を取得することはできず、従つて彼女の住所は依然として夫の住所即ち英国にあると云う主張が、彼女の住所が英国であると確定するよう望む第五被告側の弁護士によつてなされた。

二つの事件を参照することにする、その一つはCook's Trusts事件であり、Stirling 判事の判決である。その事件の諸事實は次のようである。一八三九年、まだ未成年であつた英国女子がフランスでフランス人と婚姻したが、一八四五年に別居した。この婚姻には子供達があつた。一八四九年に夫婦間の財産分割行為が、ジャージイの王立裁判所によつてなされた。それ以来妻はその地に居住していた。一八五三年夫が死亡したものと信じ、彼女は英国人と結婚式を挙行し、彼と共にニューサウスウェールズにおもむき、その地で同棲生活を送り、一八七九年に死亡するまでその地にとどまつた。一八七七年に夫は死亡した。(彼女がそれを知らなかつたことは明らかである。) 一八七八年彼女はあなたかも英国婦人であるかのように財産処分をする遺言をなした。彼女は死亡当時ニューサウスウェールズ住所を有し、遺言によつてなされた財産処分は有効であると判決された。

スターリング判事は次のように叙述した。「子供たちのために申立てられた主張のいづれかが説得的なものであれば、子爵夫人はその財産の部分を処分し得なかつたであろう。(ナポレ

オン法典九一三条によれば、人がもし二人の子供を残しておれば、生存中の行為により贈与として、または遺言によつて、財産の三分の一を処分しうるにすぎない。——註釈) 不幸にして、子爵夫人は婚姻によりフランス住所を取得した。夫たる子爵が生存している限り、他國に住所を取得することはできない。子爵が死亡した一八七七年から彼女が死亡するまでの期間、事實上、何年も以前からそうしていたように、彼女はニューサウスウェールズに居住していた。彼女がその地を永続的住居となせうとする意思をもつてその國に赴き、その地に居住していたことについては争いがなく、一八七七年の子爵の死亡当時と一八七九年の彼女自身の死亡時期との間に経過した期間中、その意思が継続していたことに疑念を挿む理由はない。従つて、その期間中は、選定住所の取得に必要な二つの要件、即ち現実の居住と永続的居住意思が存在していたことになる。しかし、それにも拘らず、新住所は取得されなかつたと云われる。新住所取得の目的上、住所の選択がなければならず、子爵夫人は選定しなかつた。彼女自身原告の妻と信じていたから、ニューサウスウェールズに赴き、その地に居住したのであつて、この事柄について何ら選択を行はなかつたと云う主張がなされた。この主張は、彼女の居住の動機が夫と信じていた原告との交情を享受しようとの子爵夫人の願望であることは疑いもないと云う限度において、正当な理由あるものと思われる。しかし同時に何らかの特定の動機の存在は、居住に関する人の意思を解明

する手懸りとなる点を除けば、たいした事柄でないと思われる。本件の動機はニューサウスウェールズに永続的に居住しようとの意思と全く両立し、またそうであるからには、住所取得に必要な要素、即ち居住事実と永住の意思が存在し、その結果、子爵夫人は死亡当時ニューサウスウェールズ住所を有していたと云うのが私の意見である。たといそうでないとしても、子爵夫人の死亡当時の住所はフランスではなかったと思われる。彼女のフランス住所は取得されたものであり、その結果、新しい選定住所を取得する必要なく、放棄されうるのである。」それは、本件において女遺言人はガーンズイに選定住所を取得したと主張する人々の請求を支持する事件である。

他方、第五被告の弁護士は Wallach 事件の検認離婚海事部のホドソン判事の判決に頼っている。その事件の頭註を読むと「一九〇六年、無遺言人たる婦人はドイツに本源住所をもつ E・W と婚姻した。一九四三年、E・W は一九三九年以来居住し続けていた英国で死亡した。夫の死後五日して彼女は無遺言で死亡した。被相続人の住所を決定すべき争点の公判にあたって、判事は E・W が英国に選定住所を取得したと事実認定した。寡婦は自らその住所を変更するまで亡夫の最後の住所を保有し、従って無遺言人の住所は英国である」と判決されている。

ホドソン判事は同じ個所で次のように叙述している。「一九四三年七月廿一日に死亡した Wallach 夫人の遺産に関する本件訴訟において、原告は被相続人の適法な再従弟であり、彼女の

死亡当時の住所は、択一的にフランスまたはドイツのどちらかであるから、彼は再従弟としての資格で、ドイツ法またはフランス法に従い、夫人の遺産から分配を受ける一人であると主張した。原告は被告たる大蔵省法務官が遺産について権利をもつことを否認した。大蔵省法務官は、その最初の訴答において、住所に関する申立ておよび原告の権利を否認し、被相続人は無遺言で英国住所を有しており、一九二五年の遺産管理法四六条一項によって遺産分配をうける権利をもつ何人をも残さないで死亡し、それ故（贖欠財産として）大蔵省法務官こそ、その遺産の相続権をもつ唯一の者であると申立てた。これらの抗弁にもつき、争点は被相続人の住所に関する審理にむけられた。」「被相続人は死亡する五日前まで既婚夫人であり、その後寡婦となったのであるから、承認された英法の諸原則に従い、自分でそれを変更するまでは亡夫の住所即ち英国住所を保有する。（ダインシーの法律低触第六版一一一頁を参照すると、次の規則を含んでいる。『未亡人は自らその住所を変更するまで亡夫の最後の住所を保有する。』この規則が正当でない」と論じた原告側弁護士は、カンタベリー大僧正特権裁判所の事件 *Count v. Zimmerman* (1847) を引合いに出した。その頭註を読むと『*Smyrna*（トルコ西部の海港）に居住するオランダ人カロンア人を両親として其の地に生まれ、*Smyrna* のオランダ領事の保護下にあった女遺言人が英国民と婚姻し、夫の死亡後も余生を送る間レバントに居住しつづけたが、英国において英国方式

で財産を処分する遺言を作成した。―婚姻によって取得した英國住所は変更されないし、彼女の生来住所も復活されない。裁判所の管轄権に対する抗弁は却下される』と判決されている。弁護人によって提起された命題は、婦人がある男性との婚姻によって取得した住所は、彼女が有夫の身分である期間、しかも有夫の身分である期間だけ、身にまとう一種の外套であつて、寡婦となるや、彼女は自動的に本源住所へ復帰すると云うものである。そうした命題は *Gout v. Zimmerman* でも私が参照した別の事件、即ち *In the Goods of Raffael* (1863) でも提起されなかった。後の事件では、私の叙述した規則が、何の反対論議も云いたてられることなく適用されたと推測される。既婚婦人が夫から取得した住所がそのように棄て去られると云う命題は、原告側弁護人によれば従属と云う言葉の使用に基礎をおくものであり、妻の住所は夫の住所に従属すると云われることから、その言葉はこれに関連して用いられる。そこで弁護人はある婦人の夫が死亡したとき、彼女が有夫の身分と共に、その住所を脱ぎ棄てるべきでないと云う理由はなく、そうしないよう拘束する先例もないと論じた。]

#### 英國国際私法判決

指摘した。弁護人は例え、明らかに年上の夫と同じ瞬間に死亡した妻が、一九二五年の財産権法の一八四条によって、彼の死後なお生存していたと見做される同時死亡の事案を例に引いた。彼女は夫の死後住所を変更する機会をもたないから、もし原告側弁護人の提案が正しいのなら、自動的に彼女の本源住所に復帰すると見做されることとなるが、それは極めて厄介な調査を必要とするであらう。]

「*Udny v. Udny* (1869) で貴族院において言い渡された判決文は、すべて原告側弁護人の提案の有効性に反対の傾向を示す。―とくに *Westbury* 郷の判決文はそうであり、次のような言葉を用いている。『婚姻にもとづくような法律の効果による住所(法定住所)も含めた他の住所は選定住所である。』それ故に彼は原告側弁護人が好んで従属住所と呼ぶ住所を、選定住所と云う項目の下に包括したが、それは婚姻住所を類別する適切な項目のように思われる。何故なら婦人が男性と婚姻するとき、その婚姻において選択を行使し、法上、夫の住所の取得も含めて、その選択の結果を甘受する。もし、その(婚姻)住所が選定住所であるとすれば、他の選定住所が喪失され得る方法、即ち放棄以外の方法で喪失されるべき理由はない。』

「この結論に到達したからには、*Wallach* 夫人自身の本源住所の問題を詳細に考慮することは必要でない。考慮しなければならぬ住所は、一九〇六年彼女がドイツのフランクフルトで婚姻した夫 *Wallach* 氏の住所である。彼は一八七四年に *Kassel*

で出生しており、その本源住所はドイツであった。「ホドソン判事は証拠を論評し次のように結論した」―彼は英国に選定住所を取得し、それは彼の死亡当時も存続していたと認定される。それ故、争点は英国住所に関して大蔵省法務官に有利に決定されることとなり、それ以上の事実認定をなすことは不要である。」

これらの二判決は全く相異なる結果に到達したと思われるし、また *Cook's Trusts* 事件がホドソン判事に引証されなかったのもかなり明確なようであるが、この二判決を両立させることは可能となるであろうか。私の考えでは、それらは両立させられることとならう。ホドソン判事の扱った *Wallach* 事件では、夫妻が別居していなかったことははっきりしている。夫が死亡するまで明らかに彼らは同居しており、従ってそれが従属住所とよばれるにしろ、選定住所とよばれるにしろ、妻の生涯の間、彼女の方で住所を変更しようとする、何らかの種類の意図的な努力も意思も存在しなかったことは明白である。即ち、彼女は少しでも心神を働かしている限り夫と共に生活しつづけ、夫との同居に身をまかせ夫の住所を使用した。他方 *Starr* リング判事の扱った *Cook's Trusts* 事件では、妻は何年間も夫と別居していたのであり、夫が死亡したものと信じて、夫の生存中に、自分の住所をニューサウスウェールズの或る人の住所に変更しようとの公然たる意思を有していたわけで、従ってホドソン判事の扱った事件では全く欠如していた意思を表示したことにな

る。すべての事柄はある限度において、むしろ非現実的である。何故なら一般的に云って、法律上の効果としての住所問題は、そうした立場にある女性の脳裡には存在しないからである。彼女たちが思いめぐらす総べては、このさき余生をどこでおくろうか、どこを永続的住居にしようかである。

本件では、その証拠は―どちらかと云えば―不満足な供述書によって裏つけられているにすぎないが―実際には、ある点に関して次のように一層強力である。つまり住所変更が死亡のさいの相続税に対して有する効果のゆえに、本件でわざわざ妻が英国からガーンズビーに住所を変更しよう勧められたであろうことについて、法的性質をもつ全く充分な理由がある。

これらの諸事実を閲するに、証拠にもとづき認定したとおり、妻がその生涯の間意中に懐いていたと明白に証明されるが、夫が死亡するまでは法的効果をもつに到らない―(即ちガーンズビーを永続的住居としようとする)―意思が、夫の死亡後彼女が生き残っていた時期の意思と合致して、法律上有効なものとなりえないとする理由はみあたらない。

本件において、女遺言人が事実その生涯のうちに形成した意思は、妻の住所に関する法規によって、法的効果を妨げられていたにすぎないと結論するに到った。彼女の意思が夫の死亡後なお存続していると推定されるべきでないと言ふ理屈とか、従前の証拠が、一致して、彼女の生涯の間別異の意思は存在しな

かったことを立証しているとき、何か新しい公然たる行為が必要であると言ふ理由は了解できない。従つて、本件において、女遺言人はカーンズに選定住所を取得する意思を有しており、その意思は法上有効なものであったとの結論に到達した。

### 三、The Rose Mary

Campbell 判事・動産返還請求事件・アデン  
最高法院・一九五三年一月九日判決

原告 アングロイラン石油会社  
被告 Jafrafe (ローズ・マリー号の船長)

Compañia de Navegación Teresa S. A.  
(ローズ・マリー号の船主)  
ブーベンベルク会社 (ローズ・マリー号の  
備船主)

註 本件は田岡・田畑両教授監修の「外国資産国有化法と国際法」の資料の部において既にその大要が極めて適確に紹介されている。従つて本稿では別の角度からそれ以外の資料にもつき判決全般にわたつて説明することにする。

### 〔事 実〕

一九三三年ペルシャ政府との協定によつて、英国のアングロイラン石油会社は、ペルシャの特定の租借地域内での石油の排他的発掘権を得た。一九五一年の法律によつてイラン政府は一九三三年の利権譲許により同社に付与された一切の財産

### 英国国際私法判決

を国有化し収用しようとした。その結果、動産返還請求訴訟によつて、英国会社は、当該利権の譲許地域から採掘されたが、イラン官憲によつて没収売却され、アデン港碇泊中のタンカーに積載されている石油の、会社への引渡しを請求すると云う事件がおこつた。

### 〔判 旨〕

一、一九五一年のイラン法により、会社財産は補償なく収用されたが、そのため当該法律は国際法によつて無効とされる。

二、イギリス裁判所は、国際法が英国自身の法規と矛盾しない限り、国際法を英国の国内法に編入されたものとして取扱う。

三、裁判所は、外国政府の領土内に所在する財産に関して、その外国政府によつてなされた行為の適法性を、審査しないと原則は、その財産が、その政府自身の国民の所有にかかると場合にのみ適用がある。

四、それ故、アデン国内法に編入された国際法に従ひ、当裁判所は、一九五一年のイラン法の有効性を否認せざるをえない。以上から、アングロイラン石油会社は、依然としてその財産である石油に対する権限を有するものである。

### 〔訴 訟〕

一九五二年六月十七日ローズ・マリー号は、ホンデラス国旗をひるがえして、南部イラン、Bandar Mashur で船積みされた船荷約七〇〇トンの石油を積載してアデン港に到着した。アングロイラン石油会社は、アデン植民地最高法院に本

件動産返還請求訴訟を提起し、この石油の会社への引渡し、又はこれに代るものとして、石油が会社財産であるとの宣告を求めた。この訴訟は、ローズ・マリー号の船長 Jaffare、船主であるバナマの *Compañia de Navegacion Teresita*、傭船主であるスイスのブーベンベルグ会社を共同被告とするものである。

原告は一九三三年四月二十九日に締結された会社とベルンシャ帝国政府との協定によって、一九三三年十二月三十一日を終期とする期間、特定の租借地域内での調査発掘について排他的利権を譲許された石油に対する、財産権乃至直接の占有権を主張した。この議定書はその廿一条によって、それが立法によって変更されてはならないこと、またその廿二条によって、争いのある場合には、常設国際司法裁判所長官の任命する審判人による仲裁手続に付されることとする旨規定していた。原告の陳述によれば、問題の石油は南部イランの租借地域内で原告会社が設置したプラントによって生産されたものである。このことは全被告によって認められている。

ローズ・マリー号の船主は、船荷に対する権原が係争中であるとの理由で原告への船荷の引渡を拒否したが、それが彼らの指示に反して船積みされたと陳述した。船長はローズ・マリー号は強迫されてアデンに入港したものであり、従ってアデン裁判所は本件事案について管轄権を有しないと抗弁し、又船荷は傭船主の所有に属すると主張した。

傭船主もまた強迫を申立てたが、それとは別に、一九五一年

の五月一日以降は、一九三三年の利権の譲許によって原告に与えられた全財産を国有化し、収用することを目的とする一九五一年三月および五月のイラン法に依拠した。Ente Petrolifero Italia Medioriente (以下 E・P・I・M と略称) の専務取締役 Zonca 伯は、傭船主のために訴訟を弁護する代理権を与えられた。彼の会社はもと E・P・I・M キンカーノと云う名称のもとに、一九三九年のメキシコ石油国有化以後、メキシコの石油資源を開発するために組織されたが、一九五二年一月に、その会社の名前を E・P・I・M オリエンテと改称したものである。一九五二年二月十七日 E・P・I・M はナショナルイラン石油会社から、最初の年内に四〇万トンの原油を購入する契約を締結した。そして傭船主は、E・P・I・M から、その原油を九百トン購入したものである。そこで一九五二年三月廿八日ローズ・マリー号は、ベルンシャ湾からイタリーの Bari へ石油を運送するため傭船され、四月廿五日 Bari からベルンシャ湾にむけて出帆した。一方 Bari 港にあつて Zonca 伯と同居していた船主の中立人 Mario Costulich は、ポートサイドだけで開封するよう指示して船長に封書を手渡した。この手紙は Bandar Mashur へ航行するよう船長へ指示していた。Bandar Mashur での船積みを知って原告会社は、ローズ・マリー号に対してクエートで船荷を提供しようとして申込んだ。そこでローズ・マリー号はクエートへ赴むいたが、Zonca 伯から暗号電信を受取った後船長はクエートを出帆して、無線電信を打

ち切り、Bandar Mashur へと進行した。その地で約七〇〇トンの原油が積載され、それに対して船長は船荷証券にサインをしたが、その中で船荷はE・P・I・Mへ託送されるものと表示されていた。船主は、ローズ・マリー号と連絡がとれないことを知ったので、アデンにむけ航行するよう船長に命じる伝言を、原告会社のタンカーのどれかによって船長に手渡してくれるよう原告に要請した。結局船長は、これらの指図を受け入れてアデンにむけ進行する意図であると船主に通報した。その後常時訓練で飛行中の英国空軍の三機がローズ・マリー号を監視するよう司令を受けた。船長は、最初六月十六日頭上を旋回中の機影を目撃し、その翌日アデンから四〇マイルの距離まで何回も同船の上空を旋回している一機を認めた。ローズ・マリー号の船主の代理人である Martinelli と云う人に乗せた曳き船「護民官号」がやってきて舷に横つけした。そこでローズ・マリー号はアデンに入港した。

註 判決は来年度法学論集に掲載します